

## 第7期 第1回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年8月5日(水) 午前9時30分～
2. 開催場所 川内公民館 2階 第1会議室
3. 出席委員(18人)
4. 欠席委員(1人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程
  - 議案第1号 農地法第3条の許可申請について (4件)
  - 議案第2号 農地法第5条第1項の許可申請について (2件)
  - 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (2件)
7. 農業委員会事務局職員(3人)

## 8. 会議の概要

### ○事務局長

おはようございます。皆様ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。本日の農業委員会に先立ちまして、出席状況のご報告をします。只今の委員の出席は17名です。〇〇委員から欠席の連絡を受けております。過半数に達しておりますので、この会が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは、〇〇会長お願いします。

### ○会長

皆さん、おはようございます。大変暑い時期が続いております。今年の夏はこの暑さとコロナとでなかなか大変ですが、体調の方、十分気を付けていただけたらと思います。田んぼを見渡しますと、既に早いところだと出穂の時期を迎えております。これからだんだんと出穂をし、秋の実りとなりますが、暑い時期ですので、皆さんくれぐれもご注意ください。それでは、挨拶はこのぐらいにして、第1回農業委員会を開催いたします。本日の議事録署名人でございますが、3番、〇〇委員さん、4番、〇〇委員さん、よろしくお願いします。それでは審議に入ったらと思います。本日は最適化推進委員さんとの合同会も控えておりますので、スムーズな議案審議にご協力いただけたらと思います。それでは次第をめくって頂いて、議案第1号、農地法第3条の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

### ○事務局

座ったまま説明させていただきます。議案第1号、農地法第3条の許可申請についてということで、これは、耕作目的での売買、貸借など、農地のままで、それを耕作する人または持ち主が変更になる場合の許可になります。

1番 譲渡人 〇〇 〇〇さん 持分2分の1です。〇〇 〇〇さん 持分2分の1です。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、580㎡、〇〇、田、479㎡、合計2筆で、合計面積が1,059㎡になります。譲受人の耕作等の状況について申し上げます。権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は米、白菜、馬鈴薯です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、耕うん機、田植機、軽トラックです。労働力は本人、妻、子、常時3人です。耕作面積は4,657㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障ありません。〇〇さんは、東温市では新規就農者ということで、3条許可申請に係る要件の確認をしております。別紙1をご覧ください。7月22日9時から〇〇委員さんにもご同席頂きまして、面接を実施しております。面接に際しましては、農地法第3条第2項の該当の有無について確認をしております。まず第1号、不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止ですが、確認結果と致しましては、以前より今治市で稲作を行っており、必要な知識や技術は習得済みであります。農機具については、トラクター、コンバイン、耕うん機、田植機、軽トラックを所有しているとのこと。第2号、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止ですが、これは該当ありません。第3号、信託の引受の禁止ですが、これも該当ありません。第4号、農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止ですが、本人、妻、子供、常時3人で、

兼業農家で行います。第5号、下限面積制限ですが、今治市で田、4,076㎡、畑、581㎡、合計4,657㎡、それと東温市で1,059㎡、合計で5,716㎡を取得見込であり、40aを上回りますので、要件を満たしていると考えております。続きまして2ページをお願いします。第6号、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止ですが、これは該当ありません。第7号、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止ですが、これにつきましては、地域で実施している水利管理、水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して共同施設の管理に努めます。また、農薬等の使用については、地域の防除基準に従うとのことです。農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さん、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

それではえっと、図の5ページをお願いします。申請者の方は現在〇〇の方で、ご兄弟で会社を経営しておられるそうですが、それが〇〇にあるということで、以前より〇〇で稲作をしておりました。上の方の田ですが、〇〇さんの横の田んぼで、現在空き家になっております。農地の入り口としてトラクターも入れられるので、家と一緒に買われるそうです。その下の方、〇〇番、ここは10年以上前から耕作放棄地で荒れとったんですが、草を刈ってきれいにはされとったそうです。その北隣の方の田は耕作放棄地ですが、近いうちに持ち主と話ができれば作りたいそうです。農機具の移動に関しては、会社の回送車があるので問題無いとのことで、また、耕作放棄地等、耕作したい土地があれば積極的に耕作して地域に協力していきたいとのことです。以上、よろしく願い致します。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんの方から説明を受けましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

〇〇委員さん、遊休農地というか今は放棄地状態？これを解消してやろうということですかね。

○委員 〇〇委員

はい、地域に積極的に協力したいという事です。

○議長（会長）

分かりました。

では、ご意見、ご質問ないようでしたら採決をしたらと思います。

承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番について、事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、207㎡です。権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は、花卉、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、管理機、動噴器、耕うん機です。労働力は、本人、父、母の常時3人です。耕作面積は9,040㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項の各号には該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましても、○○委員さん、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

地図の6ページを開いてもらったと思います。○○さんは数年前より花や野菜なんかを中心に積極的に農業をしております。今回、もう少し農地が欲しいということで、○○さんとは組内ということで、売買の話がまとまったようです。以上ですので、よろしくをお願いします。

○議長（会長）

それでは皆さんからのご意見お伺いしたらと思います。何かございますでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

無いようでしたら、早速採決を行ったらと思います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番について、事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、1,428㎡です。権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は、米、柑橘です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺り機、米選機、計量機です。労働力は、本人、常時1人、子、臨時1人、合計2人になります。耕作面積は15,523㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項の各号には該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、事務局より確認結果の報告をお願いします。

○事務局

譲渡人の〇〇さんは元々〇〇の方です。そして、〇〇出身という事で〇〇さんとは知合いです。〇〇さんが農地を売りたい、〇〇さんが農地を買いたいということで話がまとまりまして、今回申請が出てきております。以上です。

○議長（会長）

只今、事務局から説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○委員 〇〇委員

1つ質問ですが、柑橘っていうのは具体的には何ですか？

○事務局

蜜柑です。品種までは分かりません。

○委員 〇〇委員

蜜柑を植えているが、どんな蜜柑かは分からないんですね。柑橘じゃなくて稲作が中心になるんですかね？

○事務局

そうですね。稲作が中心になります。

○会長（議長）

これは現在柑橘を栽培しておりますよ、ということで、今回の田んぼについては稲作だと思うんですよ。この作付作物というのは、今回譲渡した田んぼを区分して柑橘をやるという意味ではないと思います。

○事務局

そうです。あくまで全体での作付予定ということで、今回の申請では稲作だけです。

○会長（議長）

他にございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番について、事務局より説明願います。

○事務局

4番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、畑、378㎡、〇〇、畑、60㎡、〇〇、田、477㎡、〇〇、畑、512㎡、〇〇、田、59

8㎡、○○、田、153㎡、○○、畑、113㎡、○○、畑、176㎡、○○、畑、611㎡、○○、畑、907㎡、○○、畑、205㎡、○○、畑、285㎡、○○、田、330㎡、合計13筆で、合計面積は4,805㎡です。権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は、米、シキミです。主な農機具の保有状況は、自動耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機、草刈機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は700㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さん、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

現地、私は存じ上げないんですけど、前任の○○委員さんから色々資料を頂いております。場所は○○という所なんですけど、現地は耕作されてないとのことなんです。ここを耕作目的で所有するということで、内容については問題ないと思います。

○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○委員 ○○委員

この方、○○に住んでおられるんですけども、果たして○○まで行って出来るんでしょうか。

○事務局

元々譲渡人の○○さんは○○にお居でて、譲受人の○○さんとは親戚関係です。○○さんも○○に農地を持っておりまして、今回、○○さんが高齢になったので親類の○○さんに農地を譲りたいという申請になっております。

○会長（議長）

そうすると、この農機具は○○に置いてあるんですかね。

○事務局

はい、拠点は○○になります。

○議長（会長）

1筆だけ○○がありますが、これについては何か聞いてますか？

○事務局

〇〇さんの持っている農地をまとめて購入したと聞いております。

○委員 〇〇委員

〇〇のこの土地は、今は耕作されておるんですか？

○事務局

耕作されてない状態です。

○委員 〇〇委員

ここも耕作されるんなら、しっかり内諾を取っておいた方が良いと思います。

○事務局

本人に指導しておきます。

○会長（議長）

農業委員会も耕作放棄地への指導をしておるところであり、耕作放棄地をそのまま転売することを認めることは出来ないので、きちんと耕作していただくということでの許可になろうかと思えます。その点だけは譲受人さんにちゃんと指導しておかなければなりません。

○会長（議長）

他にございませんか？

無いようでしたら、採決をしたらと思えます。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第2号に進んだらと思えます。農地法第5条第1項の許可申請について、事務局より説明願います。

○事務局

議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請ということで、これは転用目的での売買、貸借になります。権利移動と転用を同時に行うことになります。

5番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、166㎡、時〇〇番3、田、442㎡、合計2筆で、合計面積が608㎡です。都市計画区域は市街化調整区域です。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は農家住宅と農業用倉庫です。権利内容は使用貸借権の設定です。開発許可は不要ということで、令和元年10月9日、第27回委員会で除外意見を決定しております。以上です。

○議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。この件につきましては、地元、〇〇委員さん、

お願いします。

○委員 ○○委員

この件について、立ち合いをいたしました。農家住宅、農業用倉庫ということで、別段問題は無いと思いますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（会長）

この件につきましては、備考欄にもあります通り、令和元年10月9日の委員会で除外意見を決定しております。除外意見というのは、農用地を農用地区域から外すということで、農振農用地の場合は、転用するためには、まず農用地の除外をして、その後に転用を行うというように、委員会で2回審議する必要があります。それで、この件については10月に除外を決定しておりますので、それ以後特に変わったことがなければ、今回転用についての許可を出すということになるかと思えます。

○○委員からは以上ですが、事務局から何かありますか？

○事務局

特にございません。○○さんと○○さんは親子でございまして、○○さんが農業を続けたいという事で、ここの土地に農家住宅と農業用倉庫を建てるということでお伺いしております。

○議長（会長）

只今○○委員さんから説明を受けましたが、皆さんから何かご意見ご質問はございますか？

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、6番について事務局より説明願います。

○事務局

6番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、965㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は太陽光発電施設です。権利内容は所有権の移転です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、○○委員さん、お願いします。

○委員 ○○委員

先日、前委員の○○さんと一緒に確認を致しました。○○さんという方は○○が実家

ということで、年に2回、お盆とお正月に帰省するときの帰り道に、この太陽光施設を建てたいということです。以前、〇〇にも建てられておるようで、そちらの方の事業拡大という事で、同じ東温市内で土地を探して、こちらの方に当たったそうです。地図を見てください。現地確認をしたところ、土地の隣接している〇〇さんという方は〇〇さんの兄弟で、許可は取られているそうです。その隣にある〇〇さんも、土地が離れているから大丈夫、と了承は得られていると言っております。その他水利組合とも意見書等を頂いております。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから確認結果の報告がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○委員 〇〇委員

うちの方もいずれこういう施設が出て来る可能性があるんで伺いするんですけど、今回の施設というのはいわゆる足の高い分ですか？それとも、べたっとした、転用が出来る分ですか？

○事務局

今回の分はべた置き太陽光発電施設になります。ここにつきましては、第2種農地ということで、太陽光発電施設を設置できる地域に当たるという事で今回申請が出ております。以前にも、〇〇の方で太陽光施設を一基設置してございまして、今回の分は2基目となります。〇〇さん自身が太陽光発電会社にお勤めで、そういう繋がりもありまして、今回東温市内で土地を探しておいで太陽光発電施設の許可の申請があったということです。

○委員 〇〇委員

都市計外の、いわゆる白地ということですが、第2種農地であればそういう施設は設置可能ということですか。

○事務局

はい、第2種農地という要件を満たせば太陽光施設も設置可能という事になります。

○議長（会長）

〇〇さんは東温市内では2件目です。ある太陽光発電会社に勤められておるということですが、特に太陽光についての規制はございません。国の方で、マニュアル通りするように、とされとるようなんですけど、とにかく周りに迷惑かけなんだら良からうが、という感じではあります。

○委員 〇〇委員

また質問いいですか？

○議長（会長）

はい。

○委員 ○○委員

転用されてしまうと、農地じゃなくなりますよね。今はそういう需要がなくなってきた、受け入れられなくなってきた、となると放置される可能性もあるわけですよね。その場合に結局は農地そのものが荒れてしまうことがあるので。ソーラーシェアリングというんですよね、農業をしながら上で太陽光をすると。質問は、どういう選択なんじゃろかということなんです。農業しながらやるのは一時転用と聞いてますけど、転用と一時転用と、そこら辺の仕分けは業者さんの意向だけなんですか。あるいは制度的にこの農地はソーラーシェアリングじゃダメとかいうことなんか、その辺りを聞かせて欲しいと思うんですが。

○事務局

それは設置される方の意向です。農地転用が可能な農地で、こういう風に転用してしまって、ベタ置きの発電施設を設置する場合。営農型でしたい場合、一時転用になりますので、とりあえず太陽光発電施設を設置して売電で得た収入を基に営農もしたいということであれば、そういう選択肢もあると、2通りあると考えて頂ければと思います。

○議長（会長）

他に何かご意見、ご質問はございますか？

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第3号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、農用地への編入です。

7番 所有者、申出者共に ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、11,022㎡です。編入の理由と致しましては、良好に管理された優良な農地であり、今後、優良果樹園生産農地として、農業振興を図るため、農用地域への編入がしたいという申出があったためになります。以上です。

（ ○○委員 退室 ）

○議長（会長）

この件につきましては、○○委員さんがこの会社の役員をされておりますので、退室いただいております。それでは、○○委員さんから報告をお願いします。

○委員 ○○委員

失礼いたします。場所は15ページをご覧ください。〇〇の〇〇ダムの近くになりますが、今年4月に3条の許可を受けて、申請者である〇〇さんがキウイフルーツの樹園地として作付をするために畑を購入致しました。農協の補助事業の採択を受けるために農協に相談したところ、農用区域内の農地が対象であることから、農用区域外の農地から農用区域内の農地に変更するものでございます。元々この場所は山林で、山を開墾して樹園地として使用しておりましたが、昭和62年の国土調査により山林から畑へ地目変更しております。農振法の採決後に農地になったため、農用区域外となっております。今回、農用区域内に編入するものです。以上です。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（会長）

農業振興地域内の農用区域でないと、補助事業等が採択されません。農振農用地に入っていないので国の交付金が貰えるのはお米の生産調整、水田事業とかだけです。それで申請に至ったんだということです。

それでは皆様からご意見お伺いしたいと思います。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

（ 〇〇委員 入室 ）

○議長（会長）

続きまして、8番の件について事務局より説明願います。

○事務局

8番 所有者、申出者ともに 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇の一部です。地目は田、面積は1,178㎡の内383㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地ということで、概ね10ha以上の一団の農地にあるという理由から第1種農地と判断されます。転用目的は農家住宅です。開発許可は不要。転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さん、お願いします。

○委員 〇〇委員

13ページをご覧ください。この〇〇さんというのは〇〇さんの所の次男坊です。〇〇さんが亡くなられて、長男とお母さんがこの家に居るんですけど、お母さんは体が悪いので農業が出来ないという事で、〇〇さんがここに家を建てて農業を守るということでございますので、ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

以上で、本日の審議は、全て終了しました。